



平成30年12月25日

北名古屋市議会議長
長 瀬 悟 康 様

会派名 北名古屋市議会 市政クラブ
代表者 会長 永津 正和
又は
議員名



印

研修会・報告会等実施報告書

政務活動費により研修会・報告会を実施いたしましたので、下記のとおり報告
します。

記

日時	平成30年12月4日
場所	北名古屋市健康ドーム 研修室
参加者	市政クラブ 12名 (別紙)
内容	北名古屋市の財政 (地方交付税と中心に) について
備考	

経費合計	講師謝礼	会場費	資料作成費	通信費	その他経費
2,400 円	円	2,400 円	円	円	円

研修参加者名簿

市政クラブ 12名		備考
会 長	<small>ながつ</small> 永 津 <small>まさかず</small> 正 和	
幹 事 長	<small>わたなべ</small> 渡 邊 <small>さちこ</small> 幸 子	
政調会長	<small>くまざわ</small> 熊 澤 <small>ますみ</small> 真 澄	
	<small>ながせ</small> 長 瀬 <small>のりやす</small> 悟 康	議長
	<small>さわだ</small> 沢 田 <small>さとし</small> 哲	
	<small>おおの</small> 大 野 <small>あつし</small> 厚	副議長
	<small>かんだ</small> 神 田 <small>かおる</small> 薫	
	<small>かつらがわ</small> 桂 川 <small>まさのり</small> 将 典	
	<small>ふく</small> 福 <small>おか</small> 岡 <small>やすし</small> 康	
	<small>いのうえ</small> 井 上 <small>かずお</small> 一 男	
	<small>あさり</small> 浅 利 <small>きみえ</small> 公 恵	
	<small>しみず</small> 清 水 <small>こうじ</small> 晃 治	

研修報告書

12月4日に、市政クラブ所属議員12名と公明党所属議員3名・北名古屋市職
20名で、健康ドーム1階研修室にて、愛知県職員伊藤義剛氏及び愛知県市町村
課派遣職員山田智也氏を講師に、北名古屋市の財政(地方交付税を中心に)につ
いて、研修を行いました。北名古屋市と豊山町の財政状況についての研修報告書。

財政構造

北名古屋市豊山町の性質別歳入歳出の状況(平成29普通会計決算)

北名古屋市

歳入総額は283億3,600万円であり、地方税の歳入総額に占める割合は
47.1%(県内市町村平均：名古屋市除く51.2%)

歳出総額は276億9,100万円であり、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)
の歳出総額に占める割合は40.5%(県内市町村平均：名古屋市除く44.2%)

豊山町

歳入総額は67億8,500万円であり、地方税の歳入総額に占める割合は
64.2%(県内市町村平均：名古屋市除く51.2%)

歳出総額は65億8,600万円であり、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)
の歳出総額に占める割合は31.3%(県内市町村平均：名古屋市除く44.2%)

※ 義務的経費

支出が義務付けられ、任意に削減できない極めて硬直性の高い経費(人件費、
扶助費、公債費)

自主財源と依存財源

豊山町の自主財源比率は76.9%で、北名古屋市の58.9%に比べて18ポイント
高い。(県内市町村平均：名古屋市除く65.2%)

※ 自主財源

自ら賦課徴収することができる収入

※ 依存財源

国や県などから受け入れる収入

自主財源の割合が高いほど、行政運営の自主性や安定性の確保が可能となる

財政構造の比較

人口一人当たりの地方税内訳の比較から検討

豊山町の人口一人当たりの地方税収入は27.7万円、北名古屋市は15.6万円
で北名古屋市の約1.8倍

北名古屋市は交付団体のため、地方交付税及び臨時財政対策債に依存

人口一人当たりの地方税内訳の比較

豊山町の人口一人当たりの固定資産税は 17.2 万円、北名古屋市は 6.9 万円で北名古屋市の約 2.5 倍

豊山町の地方税は、空港周辺企業からの固定資産税の割合が高く、安定的な財源の確保が図られている。

性質別歳出の比較

義務的経費・投資的経費(北名古屋市：14.3%、豊山町：7.7%県平均：14%)

物件費(北名古屋市：21.5%、豊山町：21.5%県平均：17%)

豊山町における、投資的経費の割合は 7.7%であり、県内都市・町村平均と比較して 6.3 ポイント低い

北名古屋市・豊山町ともに物件費の割合が 21.5%であり、県内都市・町村平均と比較して 4.5 ポイント高い

主な財政指標

北名古屋市

財政力指数(指標：0.91、順位：31)、最高：2.19 飛島村・最低：0.19 東栄町

経常収支比率(指標(%))：95.5、順位 3)最高：99.2 名古屋市・最低：68.8 飛島

実質公債費比率(指標(%))：3.1、順位 24)

将来負担比率(指標(%))：12.4、順位 16)

※ 財政力指数

普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。財政力指数が 1 を超える団体は、「不交付団体」と呼称

※ 経常収支比率

経常的経費のうち経常一般財源収入がどの程度消費されているか表す指標

※ 実質公債費比率

元利償還金・準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

※ 将来負担比率

将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

経常収支比率

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を示す指標、義務的経費(人件費・扶助費・公債費の計)など容易に縮減することが困難な経常的経費に、地方税・地方交付税等の経常一般財源収入がどの程度消費されているかを示す指標。

比率が低いほど財政構造が弾力的、高いほど財政構造が硬直化していると考えられる。

北名古屋市の経常収支比較分析

経常収支比率の内訳

北名古屋市(95.5) 県平均：90.9、尾張旭市：91.3

人件費：19.2、県平均：25.9、尾張旭市：27.3

物件費：26.6、県平均：15.8、尾張旭市：18.7

扶助費：12.8、県平均：12.8

補助費等：13.5、県平均 11.1

公債費：11.0、県平均 13.1

尾張旭市と比較

北名古屋市と尾張旭市は、人口や標準財政規模が類似

北名古屋市は、尾張旭市に比べて小中学校や公立保育園の数が多し

北名古屋市小中学校：15、尾張旭市小中学校：12

北名古屋市保育園：15、尾張旭市保育園：9

北名古屋市の経常的物件費は、44.8億円尾張旭市 27.8億円と約 1.6 倍

※ 経常的物件費で差引額が多いのは、ゴミ処理委託料：3.29億円、借地料：3.94億円電算機器賃借料：2.72億円

実質公債費比率

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(①)に対する比率。早期健全化基準(25%)を超えると、財政健全化計画を策定し、県知事に報告。財政再建基準(35%)を超えると、財政再生計画を策定し、総務大臣に同意を求める必要がある。

① 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額参入額を控除した額

※ 北名古屋市の地方債残高は増加しているものの、基準財政需要額への算入率が高い合併特例債を多く活用しているため、実質公債費率は横ばいである。

将来負担比率

将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基準とした額(①)に対する比率。

地方交付税制度

地方交付税とは、所得税・法人税・酒税・消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するためのもので、地方の固有の財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代って徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代って徴収する地方税である。」

総 額：所得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 22.3%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の 94%、特別交付税＝交付税総額の 6%

普通交付税の算定方法

普通交付税は、標準的な財政需要(基準財政需要額)が標準的な財政収入(基準財政収入額)を超える団体に対して交付される。

基準財政収入額＝標準的な地方税収入見込額×75%

基準財政需要額の算定

基準財政需要額は、各行政項目にそれぞれ設けられた「測定基準」の数値に必要な「補正」をして、これに測定単位ごと定められた「単位費用」を乗じた額を合算して算定される。

基準財政収入額の算定

「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第 14 条の規定により算定した額である。

基準財政収入額の算定の対象となるのは、法廷普通税を主体とした標準的な地方税収入である。

基準財政収入額のうち、地方税(これに相当するものを含む)に関する部分については、地方団体が超過税率もしくは軽減税率を採用している場合であっても、原則として標準税率(標準税率の定めのない税目は、地方税法に定める率)に 75%を乗じた基準税率を用いて算定している。

基準税率を用いているのは、地方団体の自主性、独立性を保障し、自主財源である地方税の税源かん養に対する意欲を失わせないようにするためである。

臨時財政対策債

地方交付税の原資となる国税収入が不足しているため、本来、普通交付税として交付すべき財源を、臨時財政対策債という地方債を発行させることで財源を補てんするもの。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方税の基準財政需要額に算入することとし、地方団体の財政運営に支障が生ずることのないように措置している。

臨時財政対策債は、平成 13 年度に「臨時的」な措置として開始された制度であるが、平成 31 年度まで延長が決まっている。

合併算定替

市町村合併後、当面は行政運営にかかる経費の急激な節減が困難であることを考慮し、一定期間、合併市町村の普通交付税が合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税額の合計額を下回らないようにする。

一定期間経過後は、激変緩和措置とし、合併算定替による増加額の一定割合を乗じながら段階的に縮減し、最終的には合併市町村として算出した普通交付税額へ移行する。

北名古屋市平成 31 年度：0.3、平成 32 年度 0.1

交付団体と不交付団体のメリット・デメリット

メリット

不交付団体

税収(留保財源)が大きく、行政運営において独自施策の展開が可能となり自由度が高い。

交付団体

税収減について地方交付税で補てんされる。

地方債の償還について交付税措置される。

臨時財政対策債の発行が可能(償還財源は 100%交付税算入される)。

デメリット

不交付団体

国庫補助金における補助率カット。

(例) 学校環境改善交付金 1/3→2/7

地方債の償還について交付税措置されない。

地方税の減収分が交付税で反映されないため、自前の基金で対応をせざるを得ない。

特別交付税の算定について、普通交付税の財源超過額で控除されるため、交付額が少ない。

交付団体

自主財源(留保財源)が小さいため、行政運営の自由度が低い。

特別交付税

地方交付税総額の6%に相当する額を交付。

普通交付税の基準財政需要額又は基準財政収入額の算定に反映することのできない災害時の特別な事情を考慮して交付されるもの。

研修を終えて

北名古屋市性質別歳入歳出の状況説明を受け、となりまちの豊山町と比較すると、地方税の歳入総額に占める割合が豊山町の方が17.1%多く又、義務的経費の歳出総額に占める割合が豊山町の方が9.2%少なく、安定した税収確保が必要と感じた。

次に、主な財源指標(①財政力指数②経常収支比率③実質公債費④将来負担比率)の説明では、財政力指数の算出方法、経常収支比率では、人口財政規模の類似している、尾張旭市と比較分析表での説明もあり、北名古屋市は物件費において、尾張旭市の1.6倍もあり、小中学校及び保育園の数が多いこと、また借地料が多いことが判明した。比較して改めて判明したことであるが、いろいろな面において施設の統廃合を早急に進めるべきと考えました。